

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第7回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

### 1 日時

平成16年2月9日(月)13:30～17:30

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),神垣清水,相良朋紀,田尾健二郎,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長,金井参事官(審議官室),中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

### 4 議題

(1)協議

- 平成16年10月期の弁護士任官候補者について
- 平成16年4月期の出向からの復帰候補者について
- 平成16年4月期の検事からの出向候補者について
- 判事の再任候補者について
- 指名諮問委員会における指名の適否の審議の在り方について
- その他

(2)次回の予定について

## 5 配布資料

指名諮問委員会のスケジュール(案)

## 6 議事

### (1)協議( :委員長, :委員, :庶務, :説明者)

庶務から、昨年12月2日に委員会からいただいた答申について裁判官会議に報告をしたこと、最高裁判所から、平成16年10月期の弁護士任官候補者の指名の適否について、平成16年4月期の出向からの復帰候補者の指名の適否について、平成16年4月期の検事からの出向候補者の指名の適否について、平成16年12月期の再任候補者の指名の適否について、それぞれ諮問を受けたこと、裁判官の人事評価制度に関し、一般規則制定諮問委員会の答申を受け、規則が制定、公布されたことが説明された。

- 平成16年10月期の弁護士任官候補者について  
後に審議する情報収集の在り方を踏まえ地域委員会に情報収集を依頼をすることとされた
- 平成16年4月期の出向からの復帰候補者について  
裁判官から法務省等に出向していた者について、裁判官として指名することの適否について審議され、その結果を最高裁判所に答申することとされた。  
なお、出向期間が長期間に渡っているときなど、指名することの適否の判断に迷うような場合には、審議資料を追加するなどの検討をすることが相当であるとされた。
- 平成16年4月期の検事からの出向候補者について  
検事から裁判官に出向予定の者について、判事補として指名することの適否について審議され、その結果を最高裁判所に答申することとされた。
- 判事の再任候補者について  
審議の結果、今回諮問された者について、地域委員会に対し、指名の適否に関する情報収集について依頼することとされた。
- 指名諮問委員会における指名の適否の審議の在り方について

当委員会は、昨年6月以降7回にわたり審議をしてきたが、今回で指名候補者に関する指名の適否についての具体的な審査も一通り経験したことになる。この段階でこれまでの実施状況を踏まえて、審議の在り方全般について見直し作業をすることが有益と思われる。

もっとも、今後の事務を考えると、今回最高裁から諮問を受けた弁護士任官関係及び判事の再任の関係については、一定の方針を固め、関係する地域委員会に対し情報収集の依頼をする必要がある。そこで、本日は、まず、この2点について協議し、その上で、審議全般にわたる事項について協議をしてはどうかと思うが、いかがか。

異議なし。

#### 弁護士任官関係の情報収集の在り方について

これまでの当委員会における情報収集の経緯等について庶務から説明してもらいたい。

弁護士任官希望者については、判事の再任等の場合と異なり、恒常的な評価制度や裁判官としての執務の実績がないことから、裁判官としての適格性を判断するための情報がほとんどないので、そのための客観的で多角的・多面的な情報を収集する必要性は格段に高い。こうした観点から、弁護士、裁判官、検察官が有している情報を地域委員会での確に把握することが重要と考えられ、このような認識の下に、当委員会としては、第3回の委員会において、そのための方策として、「指名候補者が所属する弁護士会及びそれに対応する検察庁、裁判所に対し候補者の名簿を提供して、所属する弁護士、検察官、裁判官が有する情報を地域委員会が個人から受け付ける旨を周知するように依頼する」とともに、情報提供の参考とするために、候補者が担当した事件リストを活用する、という方針を決定した。

ところが、昨年9月の第4回委員会でも議論されたように、日弁連から関係単位弁護

士会に対し、氏名を公表しての新たな情報提供は求めない取扱いにするとの要請がされたため、弁護士からの情報提供を期待できない状況となり、結果的には、担当事件リストに基づき、裁判官から一定数の情報が寄せられ、検察官からも若干の情報が寄せられたが、弁護士からは、情報提供はほとんどなされない結果となった。第4回、第6回委員会でも指摘されたように、弁護士が有している情報をどのように収集するかが大きな課題になっている。

なお、弁護士任官希望者については、弁護士会側において「弁護士任官適格者選考委員会」といった組織が審査し、裁判官として適格であるとして推薦するというシステムが採られており、その推薦の過程で収集し、作成した資料が、採用申し込みの段階で、日弁連を通じて最高裁人事局に提出されている。そもそも第3回委員会では、そうしたシステムと指名諮問委員会制度との関係をどのように整理するのかといった問題も提起されているが、その問題に加え、その資料の取扱いについても検討課題となっている。

：  
弁護士任官関係の情報収集の在り方に関する議論の皮切りとして、昨年の実施状況全般に関し、ご意見、ご感想をお聞かせ願いたい。弁護士任官候補者について、裁判官としての適性に関する情報が十分に収集できていたか否かという観点からご発言いただきたい。

：  
弁護士任官候補者については、その氏名を弁護士に周知して、各弁護士から指名の適否に関する有益な情報をできるだけ多く収集しようとしたが、庶務から報告されたような経緯から、それが実行できなかった。その結果、頼りにすべき直接的な資料がほとんどなく、弁護士会が適任者であると言っているという評価があるだけといってもいい状況であった。各弁護士から情報を取るようにしないと、候補者についての情報が不足し、裁判官としての適否の判断に大変な困難をきたすのではないか。この点が、一番の問題であったと感じている。

：

今回は、圧倒的に、頼るべき資料がないという印象であった。ファクツをいろいろ集められなかった中で、最高裁事務総局による面接結果がかなり影響を与えたような気がするが、それは問題ではないかと思う。その点をどの程度、中立かつ客観的なものにするかという問題があると思う。

情報収集については、弁護士会の全会員に情報提供を求める方法と、何らかの方法により実効的な収集を行う方法と二つの方法があると思う。弁護士会側のブロックの選考委員会が任官希望者について十分な資料に基づいて、十分な選択をしていたかという点については、本委員会での結論と必ずしも一致しなかったというように、十分とは言えなかったと痛感している。弁護士会側の選考委員会の目的は、資料の収集と当該資料に基づく推薦の二つであり、どちらかと言えば、資料収集に大きな意味があり、自己評価書や第三者の評価書等の書面を出させたことは改善点ではあるが、なお一層の充実化の必要がある。弁護士任官候補者の氏名を弁護士会内で公表することについては、プラスの面とマイナスの面があり、弁護士会の中でも指名諮問委員会に關係する部署では公表すべきという意見が強く、他方、弁護士任官推進の担当者は、氏名を公表すると任官できないときにそのことが判明してしまい、そのことを考えて任官希望者が萎縮してしまうのではないかと危惧が強い。弁護士任官を推進したいが、他方、筋論からすれば氏名を公表して情報を収集すべきだということになり、この間で苦慮しているが、弁護士任官が軌道に乗るまでは、推進の方に力点を置いてほしい。相手方代理人となった弁護士が、弁護士としての力量等について一番分かる。過去3年分の「担当事件リスト」に、相手方弁護士名を明記させて、地域委員会から照会してもらえば、情報がかなり出てくるのではないか。

裁判官に相応しい方、力量があり信頼できる方、国民の納得を得られる方に、裁判官に任官してもらいたいということが大前提となる。そういう人物であるという判定は、どういう資料でできるか、弁護士と裁判官では業務が異なり、弁護士として有能であるのと、裁判官として有能であることは必ずしも一致しないという中で、そのようなデータをどうやって収集するのかということが課題であり、データがないと委員会として

判断することができないということになってしまう。議論の出発点としては、どのような方が裁判官に相応しいのかという視点が必要なのではないか。

：  
弁護士任官候補者が裁判官の再任候補者と決定的に違うのは、弁護士については評価権者が継続して評価するものではないということである。情報が散在しており、弁護士の中に有益な資料が存在しているという状況である。そうした情報を出させるに当たって、氏名を公表するか否かということは、必ずしも直結しないのではないか。氏名を公表しても実効的な情報が収集できるのか疑問があるし、その方法を行ったときは、デメリットの方が大きいのではないか。やはり、実効的な情報源を特定して、地域委員会を軸としてそうしたところから収集する方法が良いのではないか。例えば、所属弁護士事務所のトップの弁護士から責任を持って評価書を出してもらい、または、相手方代理人となったことのある弁護士の何人かに照会書面を出して意見を求めるというように、地域委員会から特定した照会先に重点的に照会した方が、正確で実効的な資料が出てくるのではないか。その際には、弁護士と情報源との関係を明確化し、その上でどのような評価を記載させるか何らかの形で地域委員会で定式化してはどうか。

：  
提案された具体的方法は一つの有効な方法であり、賛成であるが、そもそも氏名を公表し、情報を求めるということが本当に問題であるのか。任官希望者が減ることか。

：  
弁護士任官者は、採用と不採用の線上にいるという意味で、裁判官の再任候補者における重点審議者のようなものである。そういう立場にある人の氏名を公表して、情報収集をするということは、その人にとって、任官できなかった場合のリスクが大きいのではないか。

：  
情報が少ない中で、力量が足りない人が誤って裁判官に任官するというのもっと困るのではないか。そのデメリットを考えると、多少希望者が減るかもしれないが、氏名

を公表してきちんと情報を収集すべきである。本委員会の在り方からも、それが当然なのではないか。

氏名の公表自体は、あってしかるべきだと思う。

先ほど提案された所属弁護士事務所や相手方代理人となった弁護士に照会する場合にも、守秘義務はないから、結局は弁護士会内に氏名が知られてしまう結果となるのではないか。

弁護士から見ると、裁判官になるのは難しいとの意識がある。弁護士としての経験が10年未満の者は、修習時の成績を重視するということになっているが、それを判断するための自己の成績に関する正確な情報はないし、弁護士になるつもりだったので勉強していなかったという人もいるかもしれない。また、経験10年以上の者は、弁護士としての能力には自信があるが、果たして裁判官として評価されるのかについて胸を張るのは困難という状況であり、不安感がつきまとう。そういう意味で、任官できないときに依頼者等に知られたら嫌だという思いが普通はある。ある単位弁護士会の弁護士任官希望者3名のうち2名が、氏名公表の話があることを聞いて希望を取り下げたという経緯もある。ここを克服するには、弁護士任官の実績が集積され、あの人も任官したということになれば、ある程度の基準が分かってくるであろうし、そうすれば氏名を公表しても大丈夫だと思う。自分としては、弁護士任官者が年間20人、30人程度になれば、氏名を公表し、情報を収集することも可能になるのではないかと思う。それまでは、ご容赦願いたいということが本音である。

弁護士として活躍されている方が、裁判官に任官しようとする動機、理念は何か。弁護士としての経験を生かして活躍し、力を発揮することが、国民のためになる、そういう気概をもって任官を希望されているのか。弁護士任官制度の理念に相応しい人に任官してもらおう。そのための判断材料をいかにして収集するかが問題である。

氏名を公表すれば十分な情報が集まるという保証はないと思う。昨年の経験からすると、従前は面接について重視していなかったが、気概や意気込みについては、実際に面接をすることで有力な情報が集まると思うようになった。本委員会は最高裁事務総局とは別の組織として設置されたものであり、その意味を考えると、本委員会と地域委員会で、人数やスケジュールの問題はあるが、客観的な立場で面接することも一つの方法として考えられるのではないか。昨年の弁護士任官者についてはそのような時間的余裕もあったように思う。

：  
弁護士会では推薦委員会を設置して弁護士任官候補者を推薦しているが、今回指名されなかった者の推薦母体である単位弁護士会や弁護士連合会などは、その結果について、自己の制度や、それへの取り組み方に不十分な点があったのかについて、効果測定または判定を行っているのか。

：  
任官が認められなかったということで、これでは当該弁護士会から人は出ないなどの感想も出ており、選考に関わった人からは、なぜなのかと詰め寄られる場面もあった。受け止め方は深刻である。どうして地域委員会や本委員会で面接をしてくれなかったのか、との思いもある。

：  
面接を本委員会で行うとすると、それは答申をするための面接であるが、最高裁は採用のための面接を行っており、その目的は一致するのではないか。

：  
面接の目的が一致していても、本委員会は最高裁とは独立した組織として設置されていることに意味があるので、別途行うことが必要だと思う。

：  
面接は情報を得る一つの方法であるが、既に面接した情報がある以上、重ねて本委員会で面接するまでの必要性はないと思う。

：

まず、実効的なデータをどのように集めるかという議論をした上で、面接の位置付け、面接の主体についてご議論いただくことが適当ではないか。裁判官の恒常的な人事評価と同程度のデータをどのようにして収集するかという点が論点だと考える。

面接はデータの収集方法の一つとして重要なのではないか。

氏名を公表しての情報収集については、その実行を一時保留した形になっているが、次回以降もこれは止めてほしいということか。

軌道に乗るまで留保してほしい。一定数の任官者が出てくるまで、弁護士任官の推進の点を考慮して欲しい。

先ほどの話では、20人、30人という実績ができるまで留保してほしいということか。

年数で区切るか、実績で区切るかの問題はあるが、ちょっと様子を見てほしい。

氏名を公表した情報収集については、不意打ちになってしまうからということで前回は保留にしたのであるが、氏名を公表して情報を収集した上で、更に相手方の弁護士からも情報を取るというのが、資料収集の面では役に立つ。弁護士の仲間から裁判官を送り出すというのであれば、誰が応募し、面接を受け、指名諮問の対象となっているか全く知らないというよりは、むしろ、弁護士仲間でもオープンにしたほうがよい。萎縮効果が生じるというのは、弁護士会の役員や関係する人達の議論なのではないか。氏名を公表することのマイナス面を強調して、これを止めるというのは、弁護士内部の議論であって、国民の目には法曹の身内だけの議論として映るのではないか。デメリットは乗り越えなければならないのではないか。

前回の議論では、急に氏名を公表したら、係属中の事件関係者等との関係で問題が生じる、そのためのいわば身支度をするための初年度だけの扱いだったと理解していたが。

私はそうは理解していない。前回については遠慮していただき、今後については、検討課題であると認識していた。

依頼者等との関係を整理するための時間的余裕がほしいということではなかったのか。

昨年はそのような問題があったので、日弁連は本委員会に無断でやったのであるが、今後については、本委員会での取り決めに従うことになると思う。

氏名を公表すると弁護士任官の候補者がいなくなってしまうことについて積極的な説明があれば、氏名の公表については踏み切れないということになると思うが、やってみなければ分からないということであれば、水掛け論になってしまう。

もちろん、ある程度想像してのことである。しかし、氏名を公表してみて、大きな影響が出てから止めるという行き当たりばったりのことはしない方がいい。はじめから氏名の公表ありきでやるよりも、もっといろいろ考えて、もっと実効的なやり方、最も情報がある所にきちんとした情報提供の依頼を地域委員会がやると、これを1、2回やって様子を見てみて、情報が集まらなかったときに氏名を公表して広く情報を収集するというのがよいと思う。もちろん、氏名の公表をして広く情報を収集するというのが王道ではあるが、そもそも弁護士会内での情報の存在の仕方は多様であり、最初から広く網をかけるよりも、候補者一人一人についてどこに情報があるのかをきちんと議論、実験してはどうかと思う。

公表して弁護士会が情報を取りまとめるという発想をすると心配もおきてくるが、各弁護士が直接地域委員会に情報を寄せるということなら、そんなに心配することはないではないか。

それでは、そもそも希望が出てこない。

最近でも弁護士会でアンケートをとったりしており、そのようなことからすると、弁護士会が何かまとめようとしているのではと思われる。

それは全くない。立候補しようとする人が、全会員に知られてしまうと、中には弁護士任官を尻込みする人も出てくるだろうし、現にそのような人が出かかっている。

個別の人からの情報収集が有効であるといっても、最終的に公表しないというのはどうであろうか。むしろ透明性の観点から、有益な情報を持っている個別の者に対してはもちろん、全員に氏名を知らせて情報提供の依頼をやっていくべきである。先ほど来の話では、それをいつまで待ってくれというのか。どうも永久のような感じを受けるが、それでは困る。仮に一時的に問題が生じて、よく説明をすることで解決を図るべきである。

情報提供者と各候補者の個別具体的な関係をよく確認して行わないと、情報の信頼性が確保できない。もちろん、地域委員会から積極的に働きかけていかないといいない。

もちろん、信頼性を確保することはやった方がいい。弁護士会に周知依頼ただけでは情報があまり期待できないとしても、それはやらなくてはいけないことだと思う。補完するために、候補者との個別的な関係を持つ者から情報を収集するとしても、全体からも収集すべきである。もっとも、今回の任官希望の3名からやると具体的に問題

があるので、次の候補者からやるということがはっきりするのであれば、今回見送る余地もある。

弁護士会には、身分団体、利益団体両方の側面があり、この問題については両者の切り分けをスマートな形で自主的にやっていくことが求められている。弁護士会としても経緯のあることでもあり、むずかしい問題だと思われるが、弁護士任官をつぶすわけにもいけないので、その工夫をよく考えていただきたい。

現在、任官希望を出している人たちは、弁護士会内では、推薦委員会にかかわるような幹部の人以外には、自分の任官希望を明らかにしたりしないのか。

言わないと思う。執行部についてはどこまで知っているかわからないが、選考委員はもちろん知っている。それ以外にも一定の情報が外部に明らかになる可能性はあるが、それも内々の話だと思われる。

今回の候補者3名についても推薦委員会の選考を通過しているのか。

そうである。

公務就任をしようとする者の氏名を秘密のままやろうとするのは制度としていかがなものか。

秘密にするというのではなく、氏名を公表までしないということである。

弁護士会の推薦委員会での選考は、これからも従前どおりやるのか。

そこは、検討していくことになる。



弁護士会が各ブロックの機関の性格を統一し、規律できるなら、われわれもそれを尊重していくことになると思う。

推薦委員会の在り方を急いで見直してもらうことにして、もう一度氏名の公表を猶予するということも考えられるが、その場合には、資料の収集を、どこがどのように行うのかを確認しておかなければならない。これまでと同じように弁護士会の推薦委員会からの情報が届くのではどうかと思うし、かといって弁護士個人から出てくるデータについて、出向先の検察庁から戻ってくる裁判官に関して検察庁で書かれてくる物と同じくらいしっかりとした資料を提出してもらえないならいいが、そのことははっきりしないし、このままでは対外的な説明もつかない。

弁護士会側の推薦委員会の機能の在り方は地域委員会の機能とリンクすると思う。地域委員会がこのように機能するから、推薦委員会はこのような役割を担おうということになると思う。

実質的なデータをどこがとるのか。弁護士会からというのではなく、むしろ地域委員会が主体であることをこの場で確認し、その旨を弁護士会に徹底してもらうことは可能と思われる。

今回の任官希望者3名の所属する東京、兵庫、大阪の三弁護士会のある地域の地域委員会で情報収集をしてもらう。所属地の裁判所、検察庁、弁護士会に候補者に関する情報収集の周知の依頼を行うこと自体は従前の方針どおりで問題ないと思うが、弁護士会への周知依頼の際に、候補者の氏名を公表するのは困るということが、現在問題になっている。

これまでの議論によれば候補者から3年間分の事件リストを提出してもらい、その事件の相手方弁護人に対して、地域委員会が直接、情報を収集することは争いがないと思う。そうした活動を通じて地域委員会がどこまで機能していくかということが分か

ってくると思う。そして、それに対応して弁護士会側の推薦委員会の在り方も変わっていくことになるのだろうと思う。先ほど、推薦委員会が諮問委員会と対立していくような構造に変貌していくような可能性を指摘するご発言があったが、それこそ問題になるので止めていただきたい。せっきゃく制度として当委員会を権威のあるものとするのが認められた以上、この点は最低限のコンセンサスだということだけはご確認いただきたい。

それは理解している。

判事の再任については、弁護士会が組織として情報を集約して提出するのは認めないということになっているが、弁護士任官の場合、弁護士会が推薦委員会の選考を通じて組織として単に情報を取りまとめるだけでなく、その選考、評価までするというのは問題である。そもそも推薦委員会は諮問委員会のように公の機関として設けられたものでなく、自発的にできたものであり、その役割の重みも諮問委員会とは異なる。

指名諮問委員会という機関ができた以上、過去の最高裁と日弁連の取り決めとかそういうもの、それらは過去の事実として存在することはともかく、それに当委員会の判断が縛られるようなことは問題がある。

そもそも推薦委員会ができた当時は、諮問委員会の構想はなく、弁護士会としても本当にいい人を裁判所に送り込みたいという発想から始まったものであった。もちろん、指名諮問委員会の在り方が決まれば、推薦委員会をそれに合わせていくことが必要だが、それには諮問委員会についてももう少し議論が必要だろう。

直ちに推薦委員会の解散を求めるということではないが、1年とか2年とか、そういった時間的なものを決めて、その間で努力してもらうということが必要だろう。

推薦委員会の見直しをしてくれるならば、当委員会も、活動をはじめてまだ1年程度であるし、調整期間として今回については前回と同様に扱ってもよいかと思う。移行期でもあるので、弁護士会でも推薦委員会の在り方を再検討してもらおうということではないかと思う。

地域委員会からの情報収集依頼に応じて、所属の弁護士事務所のボス弁等が、地域委員会に対してきちんと責任ある的確な情報を提出するということがあったが、この点はよろしいか。

それはよいと思う。

これまでの議論を取りまとめたい。今回の弁護士任官希望者については、弁護士会の会員に希望者の氏名を公表して、情報収集のための周知方を依頼することを猶予することとする。但し、それは、弁護士会内の推薦委員会の機能を当委員会の方針に合うように、ここ1、2年の内に整理することが条件となるので、その検討状況を見た上で、当委員会において改めて検討することにする。とりあえず、今回の候補者3名については、地域委員会が情報の収集を行うが、裁判所、検察庁に対しては従来どおりの方針で対処する。弁護士会に対しては、任官希望者から提出してもらった過去3年間の担当事件リストに相手方代理人名を記載してもらい、そこに地域委員会が情報提供の依頼をする。また、地域委員会は、ボス弁なり、パートナー弁護士、共同で代理人をした弁護士など候補者の弁護士活動の実情をよく知っている者に対して直接、具体的で詳細な内容の責任ある情報の提供を依頼をする。なお、その場合、地域委員会の情報収集に際して、弁護士会はどのような役割を果たすとお考えか。

各弁護士会が直接情報の取りまとめをするのではなく、ボス弁なりには情報があれば地域委員会に直接提供するように周知する。

それでは、そのように取りまとめさせていただきたい。

念のためだが、そのような扱いをするのは、今回の3名についてだけにするのか。9月になると平成17年4月任官予定の候補者に関する議論も出てくと思うが、この候補者についても同様に扱うのか。

地域委員会の様子もみながら、とりあえず今回の3名についてに限っておいて、その後の関係はまた別途検討してはどうか。

先ほどの話は今回の3名についてだけで、次回9月以降の候補者については、改めて判断していくのがよいと思う。

今回は3人しかいないので、活動状況を見るといっても、きちんと検証できるか疑問が残る。

9月以降の任官希望者を募集する際にも、予め候補者に氏名の公表について確認しておかないと、その人達にとってまた不意打ち云々の話になるのではないか。

確かに公表するかどうか早めに決めておかなければいけないだろう。現在応募している人達は、公表されないことを前提に考えていると思う。

今後は公表される方向で動いていることを弁護士会内にも知らせておくべきだろう。

そのつもりで理解しており、現在も弁護士会に報告する際にはその方向で話をしている。この問題については、地域委員会が果たす役割との関係が大きい。

一般規則制定諮問委員会での議論においても、地域委員会の役割はいろいろ議論されたが、最終的には、地域委員会に指名の適否について決定権を与えるようなことはせず、むしろ当委員会がしっかり機能した上で、地域委員会はその判断のために

有益な情報を的確に収集し当委員会に報告する役割を与えたという経緯があり、その点を踏まえた御議論をお願いしたい。

以前地域委員会に間接的に関与していたが、当委員会でこれだけ緊張感をもった議論を行っているとは想像していなかった。この緊張感を伝えるためにも、地域委員会に当委員会の委員をオブ参加させてはどうか。

なかなかドラスティックなご意見だが、本来であれば、庶務が全国の地域委員会に赴いて、雰囲気をお伝えするべきなのかもしれない。いずれにせよ、どのようなことができるかを委員長や委員長代理とも相談の上検討してみたい。

ところで、地域委員会が過去3年分の事件リストに基づいて相手方弁護士から情報を収集しようとする際に、その弁護士が他の弁護士会に所属している場合、例えば、埼玉弁護士会所属の任官希望者について、東京弁護士会に所属する相手方弁護士から情報収集しても構わないのか確認させていただきたい。

当該地域委員会の所属する高裁管内であれば、問題ないと思われる。

地域委員会に調査部門のようなものを設けることはどうか。自ら調査のために出向いて面接をするという部門を作ることはどうか。検察官適格審査会は、情報収集のために弁護士等をその専門家として調査させることができるという形の変更が考えられている。地域委員会が主体的に動いたら、弁護士会の推薦委員会に代替機能を持たせるという議論も出てこなくなるのではないか。もちろん、発足してまだ間もない状態で、あまり先走りしても駄目だと思うが。

そこまでは考えられていない。地域委員会がどのような活動をするかは、むしろ今回の方針を定め、その活動状況を見た上で議論されるべきことだと思われる。

それでは、先ほどの取りまとめの補足をおきたい。第1に、地域委員会が、候補者から提出を受けた事件リストの相手方代理人から直接情報収集する。その相手方代理人が、当該地域委員会の高裁管内であれば他の弁護士会所属の者であっても地域委員会で対処できる。

第2に、ボス弁、パートナー弁護士、共同で代理人となったことがある弁護士など、各候補者の弁護士活動の実情をよく知っており有益な情報を有していると思われる者を候補者から相当数挙げてもらって、地域委員会から直接情報提供の依頼をすることによってよろしいか。

異議なし。

#### 判事の再任等の情報収集の在り方

続いて、判事補から判事への任命、判事の再任についての情報収集の在り方の協議に移りたい。これまでの当委員会における情報収集の経緯等について庶務から説明してもらいたい。

判事の再任等の関係の情報収集については、第2回委員会で、指名候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に対し、候補者名簿を提供し、所属の検察官、弁護士個人が指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、その個人から、その有する情報を地域委員会が直接受け付けるという方法をとる旨を周知することを依頼することとした。

そこで、各地域委員会では、このような方針に基づいて、昨年9月に、対応する検察庁、弁護士会に対し、名簿を提供し、そのような方法がとられていることを所属員に周知するように依頼した。

ところが、いくつかの単位弁護士会、弁護士会連合会では、前回の委員会において報告したように、会員に対して、指名候補者に関する評価についてのアンケート用紙を配布して、回答を回収し、その結果を取りまとめて地域委員会に提出しようという活

動を行った。また、ある弁護士会では、地域委員会から単位弁護士会に対しては情報として提供されていないはずのデータが記載されている名簿(高裁管内の全指名候補者が記載された名簿)を添付して、あたかも地域委員会からの要請であるかのようにして各会員に情報提供を依頼した。そこで、委員長及び委員長代理のご指示の下に、地域委員会に対し、このような形で提出された情報は適格性に問題があるということを注意喚起するため書簡を発出し、同時に、日本弁護士連合会に対しても当該書簡を参考までに送付した次第である。

しかし、結果的には、弁護士会が行ったアンケート調査に基づく情報が多数地域委員会に提出され、その一部が当委員会に報告された。弁護士から提供された情報の大部分はそのような方法により収集され、弁護士会から地域委員会に対し提供されたものである。

このような状況の下で、昨年11月下旬の作業部会においては、まず情報の適格性についてきちんと判断すべきであるのご意見もあったが、初年度であることも考慮して、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報については検討の対象としようということで作業が進められ、当委員会としても、そのような方針の下に審議に当たったところである。

昨年の情報収集の経緯等は以上のとおりである。判事の再任等の場合には、裁判官としての職務活動の実績があるので、その職務活動の過程で裁判官としての適格性に重大な疑問を抱かせるような事態が生じている場合に、その具体的な事実関係に関する情報を提供してもらうことが当委員会における審議に有意義であると思われるが、いかにしてそうした情報を的確に把握するかが課題になる。その具体的な方策についてご議論いただきたい。

：  
弁護士会が行っているアンケート調査方式により得られた段階式評価の形の情報の取扱いについて、御意見をうかがいたい。

：  
段階式評価は、情報として寄せられてもあまり意味がないと思った。情報を寄せるに当たっては、具体的な事実を指摘してもらうようにすべきである。

アンケートといっても、段階式評価だけではなく、顕名で具体的事実を記載しているもので、アンケートの中のどの情報を是とし、どの情報を非とするのかという問題がある。

弁護士会がアンケートを取りまとめて地域委員会に提出するということは組織としては関与することになるので、止めてもらう必要があると思う。

段階式評価がよくないということについては同意見である。しかし、弁護士会の関与ということについては、会として情報を取りまとめた方が集まりやすく、会がそれを伝達するという限度であれば良いのではないかという意見がある。それも含めて一切弁護士会は関与してはいけない、会として行うのは情報収集の周知依頼だけであるというように当委員会において限定されたものとは認識していない。

例えば、選挙管理委員会が投票に行くように呼びかけるように、弁護士会が情報を地域委員会に寄せるように各弁護士に呼びかけを行うことはあるかもしれない。しかし、弁護士会を通じて情報を提出するということになると、なぜそうするのが問題となるう。

弁護士会として情報を取りまとめるだけであり、評価を行ったりするものではないと言われても、単に情報の取り次ぎをするだけではないのではないかと疑われると思う。弁護士会としては、地域委員会に提出してもらいたい旨を各弁護士に告げればよく、段階式のアンケートはもちろん、白紙の用紙を送って具体的な事実を取りまとめるようなことも相当ではない。

当委員会として、そのような情報は資料としては扱わないということで取り決めをすればよいのではないか。弁護士会が会としてどのような活動を行うことも自由であるが、当委員会としては使用しないということを明確にすればよい。

基本的には、地域委員会に直接情報が寄せられるべきであると思う。しかし、たまたま弁護士会に来た情報については、硬直的に考えるのではなく、弁護士会から地域委員会に提出してもよいのではないか。

弁護士会がアンケートを集めることが問題であるならば、多数の情報を集めるという意味でも、アンケートの取り方を工夫した上で、中立な立場で地域委員会がアンケートを行うということも考えられるのではないか。

段階式評価が多数集まっても、間違っただ判断がなされる可能性があり情報としての適格性に問題がある。

一つや二つの特異な意見を基に判断するよりは、その方がずっと客観性があるのではないか。

寄せられる情報については、その客観性を確かめられるものであるべきで、具体的な事実を記載したものである必要がある。アンケート調査方式による場合には、具体的事実を伴った情報が集まりにくいのではないかと思う。

それならば、具体的事実が書きやすいようなアンケートの取り方を工夫すればよいのではないか。

現在でも、情報があれば地域委員会に提出するように周知しているのであり、アンケートを行わなくても、何か具体的事実があるのであれば、それを地域委員会に寄せることができるはずである。

地域委員会が弁護士に対し、こういう趣旨でこのようなことを書いて送って下さいと  
いうことを伝えればよいのではないか。そうでないと、なかなか情報は集まらないと思  
う。

それは重点審議者についてということか。

候補者全員についてである。

そうだとすると、重点審議者とそうでない者との情報収集はどう違うことになるのか。  
当委員会の方針としては、重点審議者について重点的に情報を収集することとし、そ  
のために地域委員会を活用するというのではなかったか。重点審議者以外の者につ  
いては、参考として名簿を送付し、情報が上がってくれば受け付けるという程度で  
あったと認識している。

参考で名簿を送っているというのは違うと思う。情報収集について、中央の委員会  
では限界があるからこそ、地域委員会を活用しているのではないか。

裁判官の場合には、10年間の評価の蓄積があるので、その前提で情報収集の在り  
方を考えるべきであり、裁判官への適任者を弁護士から発掘するのは訳が違うと  
思う。今の話だと、裁判官の場合、単位の弁護士全員に聞くことになり、先ほど話  
のあった発掘型の弁護士任官のとき以上に情報を収集することになるが、これは本  
来の情報収集の在り方から見ればいかなものかと思う。

最高裁とは別に委員会を設置した趣旨から見れば、仮に10年間の人事評価の資料  
が最高裁にあったとしても、委員会としていかに情報を収集すべきかという点が大事  
なのではないか。

外部の有識者も含めたこの委員会で審議していることで、委員会を設置した趣旨には沿っているのではないかと。弁護士に聞けば良い情報が集まるというものでもないと思う。裁判官が10年間やってきた蓄積をどう見ていくかという点も重要である。

10年間やってきた蓄積といっても、重点審議者の資料について見ても、10年間で10枚程度のものである。もっと情報を取ってもよいと思う。

積極的に情報収集を行うべきというのであれば、弁護士会として、もっと啓蒙活動を行えば、次第に情報は集まってくるのではないかと。

私は、これまでの審議を通じて、この委員会は一人の人間の人生を変えつつあるということを実感している。啓蒙活動を行うからそのうち良くなるということでは遅いと思う。

弁護士任官候補者については、最高裁に情報がなく、ゼロからの出発ということになるが、裁判官の場合にはそれまでの活動実績があり、また、今後は人事評価も充実していくことになる。これまで当委員会としては、そのような前提で、裁判官の場合には、重点審議者について情報が欲しいという方針で臨んで来たところである。

情報収集を行う際には、重点審議者がだれかということを明示して情報収集は行っていない。したがって、一般的な情報収集方法を充実させないと情報はなかなか上がってこないと思う。

問題があるような人であれば、特に重点審議者ということを明示しなくても、情報は上がってくるのではないかと。

議論が白熱しているが、まず、弁護士会を通じての情報収集についてどう扱うのか、弁護士会から出された情報の取扱いについて協議していただきたい。

：  
弁護士会に出されたものは、仕方ないのではないかと。絶対に弁護士会を通さないと  
いけないとか、弁護士会を通してはいけないとか、そういう問題ではないと思う。

：  
情報の取りまとめに弁護士会が関与すれば、地域委員会の存在感が薄れていくよう  
に思う。地域委員会を充実強化するためにも、弁護士会を通さずに地域委員会が直  
接情報提供を受けるようにすべきと思う。たまたま弁護士会に送られてそれが会から  
提出されたような場合にまで絶対に見ないというのはどうかと思うが、基本的には、  
弁護士会が情報収集に関与することは好ましくない。

：  
弁護士会が集約したり、加工を加えるなどして取りまとめたものについては、一切こ  
れを受け付けないとするべきだと思う。現に、地域委員会でもその取扱いに困ってい  
る様子がかがえる。

：  
弁護士会が組織として評価したりすることが問題であることはよく分かるが、弁護士  
会を経由して提出することは認めてもよいのではないかと。私としては、前回、そのよう  
にして寄せられた情報の中には役に立つものがあったと思っている。啓蒙活動が進  
めば、そのうち地域委員会に直接提出されるようになるであろう。

：  
今回の制度が出来て、弁護士会は裁判官の任命に対する活動が非常に盛り上がり  
を見せており、あたかも任命権者であるかのように情熱を持って活動を行っている。  
組織として関与すれば、どうしてもそのようになってしまいがちになるのではないかと。

：  
確かにごもつともな点がある。例えば、ある地域では、委員長の意向に背いて、対応  
する単位弁護士会以外の弁護士会にも候補者名簿を送付するようなことがあったし、  
他の地域では、アンケートに記載された事実の確認を弁護士会の役員が行い、それ  
を取りまとめて出してきたようなこともあった。また、会長が再任の適否について意見

を記載している会もあった。どうして地域委員会に直接送るようにできないのかという  
思いはある。

：  
弁護士に対し、情報を提供するようにということを言えるのは弁護士会しかないと思う。  
その一環として、弁護士会を経由して提出する程度のことはよいのではないか。

：  
弁護士会として書式も準備して、会員に周知もしたので、弁護士会として取りまとめる  
ということなのか。

：  
私が言いたいのは、最低限、経由をする程度であれば許されるであろうということ  
である。中身は議論すべきであり、私も段階式評価は好ましくないと思うが、例えば、白  
紙の紙に具体的事実を記載してくださいという趣旨のことを会員に周知するくらいで  
あれば、問題はないのではないか。

：  
確かにそのレベルであれば問題はないようにも思うが、それが単位会に伝わると、ど  
うしても情熱を上げて運動として取り組むことになるのではないか。

：  
いずれにせよ、段階式評価のアンケート結果は当委員会において判断資料とはしな  
いということのはっきりしているので、その点の認識ははっきりさせてほしい。

：  
本委員会として、そのことについて共通の認識を持つことについては問題ないと思う。  
また、当委員会としては、昨年決めた方式に基づき、検察庁、弁護士会、裁判所に情  
報収集に関し、周知方の依頼をすることとし、その情報は個人から地域委員会に対し  
て提出してもらい、弁護士会が会として情報を取りまとめたり集約するなどして関与す  
ることは相当ではないという認識も共通にしておきたい。

：  
前回弁護士会経由で出てきた情報は、今後はなくなるということになるのか。

具体的な事実を記載しているものについては、今後は、地域委員会に直接提出してもらいたいということを弁護士会の方で会員に周知していただければ、情報として上がってくることになる。

それはすることになる。ただ、だからといって、弁護士会を経由したら全部駄目だと、そこまで硬直的に行うのは大人げないのではないか。

単に取り次ぐだけであり、弁護士会が手を加えたり取りまとめたりしないということであれば、郵便局が送るのか弁護士会が送るのかの違いだけであるので、そうしたことでまで否定している訳ではない。

### その他委員会の審議全般

庶務から、「指名諮問委員会のスケジュール(案)」に基づき、今後の審議スケジュールについて提案がされ、了承された。また、委員会の審議全般に関する問題点について審議をするため、可能であれば、3月に委員会を開催することも併せて了承された。

#### ・ その他

庶務から、12月2日の委員会で審議した、弁護士任官候補者であった者から、当委員会に対して、指名候補者として不適と判断された理由を説明してもらいたい旨の要請があったことに伴い、次のとおり説明・提案がされた。すなわち、要請があった者については、当委員会で指名することを不適であると答申し、最高裁も不採用との判断をしている。既に最高裁は、同人からの不採用の理由の開示請求を受けて回答をしており、その回答の中で当委員会における判断理由も明らかにしている。ところで、指名諮問委員会に対し指名候補者本人から指名の適否に係る判断の理由を開示してほしいと求められた場合について、一般規則制定諮問委員会でも議論された。結果としては、新しい委員会に委ねることとなり、どうすべきかは当委員会で決することとされているが、その際の議論では、本人に対し委員会が説明責任を負うべきであるとする意見もあったが、反面、改革審議会意見では最高裁に説明責任があると述べている、指名諮問委員会が最高裁に置かれる委員会である以上、最高裁とは別

に本人に対して説明するのは適切でない、あるいは、指名権を有する最高裁に対し答申する委員会が独自の立場で説明するのは適切でないというような意見が出され、それが大方の意見であったと思う。一般規則制定諮問委員会の確認事項4で、最高裁がその理由を開示する場合には、委員会の意見も併せて明らかにするのが適切とされているが、これは以上のような考え方に立っているものと考えられる。そして、要請があった者に対しては、既に確認事項4に則した対応をしている。したがって、当委員会から改めて本人に理由を説明する必要はないと考えられるので、委員長名で、要請には応じられない旨の通知文書を作成し、要請者に対する回答とすることが適切であると考えますが、この点についてご審議いただきたい。上記説明・提案を受け審議がなされ、庶務の提案どおりの対応をすることとされた。

## (2) 次回の予定について

次回の委員会の日時は、追って連絡することとされた。

以上